

和歌山市学生消防団活動認証制度実施要綱

平成30年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に本市の消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができるものとする。）継続的に消防団活動を行ったことにより、地域社会へ貢献したことがあるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等

(2) 前号の大学生等であった者で、卒業して3年以内のもの

(認証の申請等)

第3条 認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 消防団長は、前項の認証対象者が市長に対して認証を受けるべき者として推薦するときは、市長に認証推薦書（別記様式第2号）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、消防団長に対し、前条の要件に該当することを証する書類の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定による提出を受けたときは、同条第1項の規定による提出をした者が第2条の要件に該当するか否かについて審査し、当該者の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

2 前項の審査のうち、地域社会へ貢献したか否かの判断は、別表の定めるところにより行うものとし、同表の配点の合計が7以上となる場合は、地域社会へ貢献したものと推定する。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により認証することを決定したときは、和歌山市学生消防団活動認証決定通知書（別記様式第3号）を消防団長に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により認証しないことを決定したときは、和歌山市学生消防団活動審査決定通知書（別記様式第4号）を消防団長に交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定された者（以下「被認証者」という。）に対して、和歌山市学生消防団活動認証状（別記様式第5号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から申請があったときは、就職活動時において官公署、企業等に提出するために必要となる範囲において、和歌山市学生消防団活動認証証明書（別記様式第6号。以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

3 前項の申請は、和歌山市学生消防団活動認証証明書交付申請書（別記様式第7号）により行うものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、被認証者に対し、和歌山市学生消防団活動認証取消通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

3 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却するものとする。

(認証制度実施記録表)

第8条 市長は、認証決定等の状況を把握するため、和歌山市学生消防団活動認証制度実施記録表(別記様式第9号)を備え付け、必要な事項を記録し、これを常に整理しておかなければならない。

(本制度の周知)

第9条 市は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市は、本制度について、官公署、企業等に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

別表（第4条関係）

審査項目	配点
1 消防団員として消防団に在籍した。	1×年数 (1年に満たない期間を除く。)
2 普通救命講習を修了した。	1
3 上級救命講習を修了した。	2
4 応急手当指導員資格を取得した。	5
5 消防団に在団中に消防団活動として災害出動、訓練、広報活動、講習、式典等に従事した。	1×従事した回数
6 災害発生時に避難所運営等を行った。	3
7 和歌山市消防団等の行う表彰を受章した。	3
8 和歌山市消防団消防ポンプ操法大会等において入賞した。	5

認証推薦依頼書

（宛先）和歌山市消防団長

氏名

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。
この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、次のとおり、和歌山市学生
消防団活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いいたします。

1 認証を受けようとする者

（1）氏 名

（2）住 所

（3）連絡先（電話番号）

（4）生年月日 年 月 日生

（5）学 校 名 大学・大学院・専門学校
学部 学科
年生・ 年 月卒業

2 所属分団 分団

3 活動期間 入団 年 月 日
～ 現在・退団 年 月 日
※現在又は退団のいずれかに○をつけ、退団している場合は、退団日を記入

4 主な活動実績

認証推薦書

（宛先）和歌山市長

和歌山市消防団長

印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献したことを高く評価し、和歌山市学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

1 認証を受けようとする者

（1）氏 名

（2）住 所

（3）生年月日 年 月 日生

（4）学 校 名 大学・大学院・専門学校
学部 学科
年生・ 年 月卒業

2 所属分団 分団

3 活動期間 年 月 日 ～

4 主な活動実績及び推薦理由

和歌山市学生消防団活動認証決定通知書

（宛先）和歌山市消防団長

和歌山市長



年 月 日付で、和歌山市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知します。

1 認証を決定した者

（1）氏 名

（2）住 所

（3）生年月日 年 月 日生

2 認証を決定した日

和歌山市学生消防団活動審査決定通知書

（宛先）和歌山市消防団長

和歌山市長



年 月 日付で、和歌山市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

1 対象者

（1）氏 名

（2）住 所

（3）生年月日 年 月 日生

2 認証しないこととした理由

和歌山市学生消防団活動認証状

様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

年 月 日

和歌山市長

印

和歌山市学生消防団活動認証証明書

次の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献をしたことにより、和歌山市学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏名)

(生年月日) 年 月 日生

(活動内容)

年 月 日

和歌山市長

印

和歌山市学生消防団活動認証証明書交付申請書

（宛先）和歌山市長

住 所
氏 名
電話番号

私は、本市消防団活動の功績を認証された者に該当するので、就職活動に活用するため、和歌山市学生消防団活動認証証明書を交付していただきますようお願いいたします。

1 所属分団

分団

現在・退団

年 月 日

※現在又は退団のいずれかに○をつけ、退団している場合は、退団日を記入

2 認証年月日

年 月 日

3 必要枚数

枚

和歌山市学生消防団活動認証取消通知書

様

和歌山市長

印

次の事由により、認証を取り消しますので、和歌山市学生消防団活動認証状及び和歌山市学生消防団活動認証証明書を直ちに返却してください。

- 1 認証決定日
- 2 認証取消事由
- 3 認証証明書の交付履歴
- 4 返還すべき書類
- 5 その他

※認証証明書を既に官公署、企業等に提出している等の理由で返却できない場合は、ご連絡ください。

